平成２８年（フ）第４８９９号
大阪府枚方市東牧野町11番３―602号
債務者　石垣　梅香
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０１号
東京都板橋区東新町２丁目30番16号柏田ハイツ301
債務者　原　　智子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１４８号
東京都町田市木曽東４丁目14番イ25―104号
債務者　花井美津枝
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６６号
愛知県蒲郡市西浦町中屋敷15番地１　ライフパークリヨン103
債務者　村上佐知子（旧姓中山・江刺）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４０２号
岡山市北区粟井592番地
債務者　秋山　英輝
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６１号
岡山市東区邑久郷1187番地
債務者　太田　龍典
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６２号
岡山市東区邑久郷1187番地
債務者　太田　亜矢
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９１号
東京都日野市神明４丁目８番地の５神明・田口ハイツ202
債務者　村上なおみ
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１００号
栃木県下野市柴1123　小山富士見台病院内、住民票上の住所栃木県下野市石橋217番地、（従前の住所）栃木県下野市大光寺２丁目９番２―101号　コーポワタナベ
債務者　近藤　勝明
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第８４号
栃木県足利市大久保町1068番地36
債務者　根岸　賢一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１７６号
愛知県豊川市白鳥町原溝135番地の２、従前の住所愛知県豊橋市東新町73番地４
債務者　近藤八重子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２７９号
愛知県岡崎市竜美中２丁目３番地16　県営竜美ケ丘３―503
債務者　宮田　賢次
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前11時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４１８号
横浜市南区白金町１丁目６番地　山野ビル403号
債務者　佐藤　文雄
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４９４号
横浜市緑区中山町314番地３　第１河内ハイツ101号
債務者　佐久間かおり
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５０６号
神奈川県藤沢市宮原2904番地の８
債務者　服部　あや
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部